

近世初頭の城付武具の実体と変容

宇田川 武久

- 一 筑前戸次氏の城付武具
- 二 後北条氏の權現山城の武具
- 三 倭城の武具
- 四 津和野藩主龜井家の「御城鉄炮武具御引渡目録」
- 五 近世城郭の武具の内容

むすび

論文要旨

最近、日本各地において城館跡の発掘調査が積極的に進められ、それらの繩張りや建物跡、遺跡の性格などが解明されつつあるが、こうした遺跡から時に武具の残闕類、たとえば、鉄炮の火縄挿や弾金、玉、甲冑の胸板や覆輪、鉄札、刀身および鐔、笄、小柄、鎧などの刀装具が出土する場合がある。城郭が軍事施設であつてみれば、これは当然と思われるが、これまで城に附属する武具を取扱つた論考はみかけないようである。

研究成果が皆無に等しいのは、この種の史料が僅少だからと推測するが、管見によれば、十七世紀以前は、天正三年五月二十八日付の筑前立花城主戸次道雪の譲状、天正十六年と推定される北条氏邦の枝城權現山城の覚書、それに文禄二年七月の朝鮮半島南端の倭城の武具を記した豊臣秀吉朱印状の二通、合せて四点に過ぎないのである。

十七世紀になると、石見国津和野藩龜井氏の元和三年八月二十二日の

「御城鉄炮武具御引渡目録」出羽庄内藩酒井氏の元和八年十月七日の「鶴岡城内武具渡目録」、会津藩保科氏の寛永二十年八月一日の「会津若松御城附兵具御引渡目録」などがあり、城付武具の史料はその数を増すものの、それでも多とはいえない。

徳川幕府は元和元年四月九日、大名改易の際ににおける城付武具の処置の方針を「一、弓・鉄炮・玉薬・長柄其外武具城中可残置事」と定めた。この結果、城付武具は幕府が派遣した上使のもとに新領主に引渡されたのである。津和野藩龜井氏以下の目録は、まさにこうした際に作成された引渡の文書である。十七世紀以後、城付武具の史料が目に入るるのはこれがためである。

本稿の目的は近世初頭の城付武具の史料を紹介し、それぞれの内容の検討を通して、この時期の武具の実体と変容を考え、大名の軍事力の内容の一端を追求してみた。